

北九州市工事成績評定の通知及び公表実施要領

(趣旨)

第1条 本実施要領は、「北九州市請負工事成績評定要領」（以下「評定要領」という。）に定める評定結果の通知及び公表並びに説明要求等への回答の内容や方法について必要な事項を定める。

(評定点等の通知)

第2条 評定要領第7条に定める評定結果の通知は、評定点等を別記様式第1により通知するものとする。

- 2 前項に定める通知は、完成検査の評定点に限る。
- 3 評定要領第9条に基づき評定を修正した場合についても同様とする。

(説明請求に対する回答)

第3条 評定要領第8条第2項に定める回答は、30日以内に別記様式第2により回答するものとする。

- 2 技術監理局長は、前項の回答をする場合、工事成績評定委員会に意見を求めることができる。
- 3 技術監理局長は、説明の申立者に回答を行ったときは、申立者の提出した書面及び回答を行った書面を、閲覧による方法により速やかに公表するものとする。

(評定点等の公表)

第4条 評定要領第7条に定める評定結果の公表は、評定点等を別記様式3により技術監理局において掲示し、北九州市のホームページに掲載する。

- 2 評定要領第9条第1項に基づき評定を修正した場合は、前項の公表を訂正する。

附 則

この要領は、令和6年4月1日以降に契約する工事から適用する。